

北建福17-42号
平成30年 1月18日

石橋建設工業（株）
代表取締役

石橋 英雄 様

福島県知事 内堀 雅雄



特定建設業の許可について（通知）

平成29年12月20日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許可番号	福島県知事 許可（特一29）第 1135号
許可の有効期間	平成30年 1月18日から平成35年 1月17日まで
建設業の種類	

土木工事業
とび・土工工事業
舗装工事業
造園工事業
解体工事業

建築工事業
管工事業
しゅんせつ工事業
水道施設工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成34年12月18日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)